

## 令和7年第7回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年 7月 16日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員 議長 山本 正二  
1番 武藤 康志                      2番 伊藤 新司                      3番 俵 薫  
5番 伊藤 美和子                      6番 縄田 善博                      7番 倉増 知  
8番 前田 耕次                      9番 中嶋 友之                      10番 中野 修  
11番 石田 健治郎                      13番 安部 好恵                      15番 馬屋原 眞一                      16番 高見 清  
17番 村上 浩一                      18番 安富 法明                      19番 山本 正二
- 4 欠席農業委員 4番 井町 哲                      12番 中嶋 誠
- 5 出席推進委員 山田 孝治                      山縣 正明                      野上 武史                      阿野 秀文                      秋永 明                      安永 彰
- 6 事務局 事務局長 河野 哲広                      副主幹 井村 光敬                      主査 柳井 信吾

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 7 年第 7 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員 19 名中 17 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。なお、欠席委員は 4 番 井町哲委員、12 番 中嶋誠委員です。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますよろしくお願いします。それでは 15 番 馬屋原委員、18 番 安富委員。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請が 5 件ありましたので説明します。</p> <p>目録番号 1、参考資料 1 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。当事者間の合意により売買します。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号 2、参考資料 2 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は市外に住んでおり農地の管理が困難であるため、譲受人に贈与します。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号 3、参考資料 3 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は農地を相続しましたが、管理が困難であるため、譲受人に売却します。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p>

	<p>目録番号4、参考資料4を参照ください。本件は新規就農です。 譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は県外に住んでおり農地の管理が困難であるため、譲受人に売却します。なお、申請地はこれまでも譲受人が草刈りをしていました。この件につきまして、農地法第3条第2項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号5、参考資料5を参照ください。本件は新規就農です。 譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は転出したため、居宅と併せて農地を売却します。譲受人は移住して耕作します。この件につきまして、農地法第3条第2項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査された委員から報告等をお願いします。
縄田委員	<p>6番の縄田です。7月4日に事務局2名と倉増委員と一緒に現地調査しました。 まず目録番号1についてですが、譲受人の全部効率利用要件を確認しましたが、大変よく管理されておられました。問題ないと思います。</p> <p>目録番号2についてですが、申請人の家の近くに現在耕作されている田があるのでそれを確認しましたが、きちんと管理されてり問題ないと思います。</p>
倉増委員	7番の倉増です。目録番号3についてですが、譲受人の全部効率利用要件について確認しました。きちんと管理されており、特に問題ないと思いました。申請人の家の近くに現在耕作されている田があるのでそれを確認しましたが、きちんと管理されてり問題ないと思います。以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは地元委員より補足説明ありましたらよろしく申し上げます。</p>

山田推進委員	山田です。1番についてですが、縄田委員の言われたとおりですので、特に問題ないと思います。
山縣推進委員	山縣です。さきほど縄田委員の言われたとおりですので、特に問題ないと思います。
安永委員	安永です。さきほど倉増委員から説明されたとおりですので、特に問題ないと思います。
議長	はい、ありがとうございます。それでは4番、5番につきまして補足等あればよろしくお願ひします。
縄田委員	縄田です。4番について補足します。私は譲受人の方のことは存じておりますが、問題なく管理されると思います。
野上推進委員	野上です。5番について、譲渡人が空き家と併せて売却しますが、長らく空き家になっていたところなので、特段問題ないと思ひます。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしくお願ひします。 それでは採決に移りたいと思ひます。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。  (挙手)
事務局	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願ひします。  1件朗読。 農地法第5条許可申請が2件ありましたので説明します。 目録番号6について説明します。参考資料6を参照ください。所在地、●●●●●、申請人●●●●●、転用面積は772㎡です。 申請地は●●●付近にある●●●号線沿いの3種農地です。譲受人は旅客運送業を営んでおり、業務に使用する車両の駐車場として利用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思ひます。

	<p>つづきまして、目録番号7について説明します。参考資料7を参照ください。所在地、●●●●●、申請人は●●●●●、転用面積は1293㎡です。申請地は●●●●や●●●●があるところの交差点付近の2種農地です。申請地は太陽光発電施設のために利用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査委員より報告をお願いします。</p>
議長	<p>6番の縄田です。目録番号6につづきまして、譲受人は現在タクシー車両の駐車場所が不足しているということでの申請です。別に問題はないと思います。以上です。</p>
縄田委員	<p>7番の倉増です。目録番号7につづきまして、●●●●の近くの交差点付近の農地です。水路とか、周辺の土地を確認しましたが、特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
倉増委員	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>伊佐地区の山田です。先ほど縄田委員から説明があったとおりで特に支障はないと思います。以上でございます。</p>
山田推進委員	<p>秋吉地区推進委員の秋永です。先ほど倉増委員が説明されたとおり、特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
秋永推進委員	<p>ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につづきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>

議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案の通り決定をします      続きまして議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についておよび議事順位第4 議案第4号 地域計画の変更に関する意見決定について を議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。      それでは議案第3号および第4号について、同一案件のためまとめて説明します。資料8を参照ください。      所在地は●●●●●で、●●●●●というお寺の道路を挟んで向かいの農用地区域内農地で地域計画の対象地です。      申請地には農家用住宅を建てる予定であり、そのために農振除外及び地域計画の変更が必要です。      以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。      それでは現地調査委員から報告をお願いいたします。</p>
縄田委員	<p>縄田です。場所は参考資料のとおりです。現在は草刈等がきれいに刈られていて耕作はされていません。ここに農家用住宅を建てることについて、水路等について問題ないと思います。現在申請者が耕作地から離れたところに住んでいるため、ここに家を建てたいということです。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。      それでは現地調査委員から補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
阿野推進委員	<p>於福地区の阿野です。今委員から説明されたとおりです。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。      それでは採決に移りたいと思います。議案第3号及び第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>

議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号及び第4号は意見なしということで決定をします      続きまして議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、本日配布しております令和7年7月31告示、令和7年8月1日開始の農用地利用集積等促進計画をご覧ください。      今回、全体で33筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして、47,408㎡、貸し手が12名、受け手が10名でございます。内訳は、4ページでございます。1番から10番は一括方式で31筆、43,356㎡、11番、12番は2段階方式で、2筆、4,052㎡になります。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規定に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、の農用地利用集積等促進計画要件を満たしていると考えます。なお、11番、12番の2段階方式の促進計画（配分）・県知事の認可公告は令和7年9月26日になります。      ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。      それでは委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。      よろしゅうございますか？</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは議案第5号については意見なしの回答でよい委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第5号は意見なしとします。      続きまして議事順位第6 報告第1号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>目録をご覧ください。合意解約3件について説明します。</p>

事務局	<p>1 件目、●●●●さんと●●●●の間の解約です。耕作者の不耕作、また、農地を他の耕作者へ売買するための解約です。本日 1 号議案で許可をいただいた案件になります。</p> <p>2 件目、●●●●さんと●●●●さんの間の解約です。●●●●さんが体調を崩されて自身では耕作することができないということで、4 月 1 日付けで利用権を設定しましたが、●●●●さんが自身で耕作されると意思を示されましたので、利用権設定を解除するものです。</p> <p>3 件目、●●●●さんと●●●●さんの間の解約です。他の耕作者（●●●●）と利用権を設定するための解約です。</p> <p>以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか？</p> <p>(はいの声)</p> <p>特に発言等無いようでございますので、報告第 1 号を終わります。</p> <p>続きまして議事順位第 7、報告第 2 号、農地転用現況証明について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>現況証明願いの提出が 1 件ありましたので説明いたします。参考資料 9 を参照ください。場所等については参考資料のとおりです。</p> <p>申請地は昭和 6 0 年ごろから隣接する宅地と一体利用されており、駐車場として利用しています。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査委員より報告をお願いします。</p>
縄田委員	<p>縄田です。申請地は●●●●の近くで●●●●という食堂が真向かいにあります、参考資料の写真のとおり、砂利が敷いてあって完全に駐車場となっております。以上でございます。</p>

議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします
阿野推進委員	於福地区推進委員の阿野です。委員の報告のとおりです。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？  (はいの声)  特に発言等無いようでございますので、報告第2号を終わります。 続きまして議事順位第8、報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読 別紙にありますように、2件、法人報告書の提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正でありましたことをご報告申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？  (はいの声)  はいありがとうございます。 続きましてその他の方に移りたいと思います。農業相談日の結果については相談者がいなかったためやっております。当番委員の皆さんありがとうございました。 以上で審議がすべて終わりますが、委員の皆さんより何かありますか？

それでは終わりたいと思います。

互礼。

午後 2 時 5 5 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 7 年 7 月 1 6 日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_